**合　意　書**

（第１号改定者）と　　　　　　　　（第２号改定者）とは、厚生労働大臣に対し当事者間の対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定または決定の請求をし、かつ、請求すべき按分割合を　　　　　とする旨合意し、これを証するため本合意書を作成する。

　　　　　　年　　月　　日

　第１号改定者

　（住所）

　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　（生年月日）

　　　（基礎年金番号）

　第２号改定者

　（住所）

　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　（生年月日）

　　　（基礎年金番号）

※１．上記分割の割合は、最大で５０％までで、法律に従った表記では０．５となります。

　２．第１号改定者とは、合意分割で標準報酬額が低額に改定される人をいい、第２号改定者とは、第１号改定者から標準報酬の分割を受ける人をいいます。